

一般社団法人エネルギー・資源学会 会誌「エネルギー・資源」

ならびに

電子ジャーナル「エネルギー・資源学会論文誌」

投稿規定

*投稿は当委員会からの依頼原稿を除く。

1. 投稿資格 投稿原稿の主著者（筆頭著者）は、本会の会員（正会員・特別会員・学生会員）とする。
2. 投稿原稿
 - (1) 投稿原稿は、学問的、技術的知見、経験などで会員の相互啓発、ひいてはわが国の産業界、学界等の発展に役立つものとする。
 - (2) 原稿（内容）はエネルギー・資源・環境等に関する分野のものとする。
 - (3) 原稿は本会ホームページ内の「投稿規定」および「会誌執筆要項兼テンプレート（各種別用）」に従って執筆するものとする。
これに準拠していない原稿は受理されないことがある。
 - (4) 原稿は、原則として電子メールに添付して、本会事務局（toko@jser.gr.jp）まで提出する。（郵送による投稿も可とする）
 - (5) 原稿投稿の際、所定の「執筆者連絡カード」に必要事項を記入して添付する。
 - (6) 最終原稿提出時に事務局から送付される著作権譲渡書を郵送にて提出する。
3. 原稿の種類 下記の通りとする。（*）印の付いている原稿種別については投稿を受け付ける。なお、研究論文および技術論文は、会誌「エネルギー・資源」には和文アブストラクト1頁のみを掲載し、全文はJ-STAGE（科学技術情報発信・流通統合システム）による電子ジャーナル「エネルギー・資源学会論文誌」により刊行する。

種 別	内 容	1件につき 基準頁数
論 説（*）	提案，意見，批評，時評	2
展 望・解 説（*）	現状と将来の見通し，研究・技術の総合解説，レビュー	5
特 集	価値あるトピックスの展望・解説など	5
シリーズ特集	特定のテーマについての展望・解説などを連載	5
研 究 論 文（*）	オリジナルな研究論文で本会の会誌に掲載するのが適当とみられるもの （会誌にはアブストラクト1頁のみ掲載，電子ジャーナルに本文を掲載）	5-10
技 術 論 文（*）	主として，エネルギー・資源・環境に関わる実験や調査の分析結果等を報告する論文 （会誌にはアブストラクト1頁のみ掲載，電子ジャーナルに本文を掲載）	5
歴史の散歩道	歴史に名を残す人物や出来事に関する読み物	4以内
見 聞 記	国際会議の報告，内外の研究機関の見学記など	3
活 動 報 告	エネルギー・資源学会で行った活動の報告など	3
書 評	価値ある新刊図書の紹介	0.5
グループ紹介	企業，研究機関，大学等のグループ紹介	1
技術・行政情報	価値ある技術・行政情報の簡潔な解説	1
談 話 室	会員相互の情報交換，会員の自由な声，随想など	1

4. 掲載料等

- (1) 研究論文および技術論文については、会誌へのアブストラクト掲載料ならびに電子ジャーナルへの本文掲載料を、細則1に従い徴収する。別刷は、希望がある場合に実費で提供する。
- (2) 研究論文および技術論文以外の投稿原稿（論説、展望・解説）については、細則2に従い掲載料を徴収し、掲載原稿のPDFファイルを進呈する。別刷は、希望がある場合に実費で提供する。

5. 原稿受付・受理の取扱い

- (1) 受付日は原稿が本会に到着した日とし、著者に通知する。ただし、研究論文および技術論文以外の原稿については、基準頁数を大幅に超過する場合は受付しないことがある。
- (2) 受付原稿は、編集実行委員会（年6回、偶数月に開催）が審査し採否を決定、著者に通知する。受理日は原稿の採用決定日とする。なお、種別の変更を求めることがある。（投稿原稿については、全て査読委員会にて事前に審査を行う）
- (3) 編集実行委員会が照会を行った場合、指定期日（照会から3ヶ月以内）までに著者が回答しない場合は、「辞退」とみなされる。
- (4) 原稿が大幅に訂正された場合には、編集実行委員会の判断により「再受付」とすることがある。

6. 著者校正 著者校正は、初校のみとする。ただし、内容の変更は認めない。もし変更した場合は編集実行委員会において再審査を行う。

7. 著作権 投稿者は、本会に著作権を譲渡するものとする。ただし、以下の権利は著者の手元に残るものとする。

- * 著者が自分の業績をまとめる際にその一部分として使用すること
- * 著者が営利を目的とせずに行う複写（例えば教育資料としての使用）
- * その他、日本の著作権法に反しない利用

（細則1）

研究論文および技術論文の掲載料は、1頁につき6,000円とする。

（細則2）

研究論文および技術論文を除く一般の投稿原稿の掲載料は、刷上り1頁につき6,000円とする。なお、基準頁数を超える場合は、超過分1頁につき10,000円とする。

※金額は消費税別

（平成 2年 4月 27日 編集実行委員会 制定）

（平成30年12月17日 編集実行委員会 改定）